

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の3第1項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）、第6条（認定の申請）
審 査 基 準：別紙1及び別紙2のとおり。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備 考：